参考資料

営利事業を営む事業者が、学童を実施する場合、費用負担(特に、「光熱水費」)などの考え方については下記のとおりです。

1. 整理表(付加事業や運営主体の営利事業)

項目/ 実施内容	付加事業の場合 (例.子どもが対象となる英会話、スポーツ、ダンス、習い事など) ※学童対象	運営主体の営利事業 (例.子どもが対象とならない 資格スクール、居酒屋・専 門学校など) ※学童以外	備考
場所	学童と同一の場所で実施可能です。 ※ 学童に入所していない児童が参加する場合、場所を明確に切り分ける必要があります。(完全に切り分けることができない場合、学童の開所時間の対象外となります。)	学童と同一の場所で実施不可能です。	スクール等の運営主体の営利事業は学童と同一時間・同一の場所で実施場の場合を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を
時間	学童と同一の時間帯で実施可能です。 ※ 学童に入所していない児童が参加する場合、時間を明確に切り分ける必要があります。(完全に切り分けることができない場合、学童の開所時間の対象外となります。)	上記の場合、学童と同一の 時間で実施不可能です。	
必要経費の 補助対象	対象外です。	対象外です。	
費用按分 (家賃、光 熱水費)	補助金の対象外となるため、付加事業・スクールの実施時間の総合計と、学童の実施時間の合計との割合に基づいて算出となります。詳細は、「2. 家賃・光熱水費の按分について」をご確認ください。		

2. 家賃・光熱水費の按分について

具体例①:9時~13時:スクール、13時~20時:学童、光熱水費(1日分)220円、部屋は1つの場合 (考え方)

・ 学童に係る時間は7時間、スクールに係る時間は 4 時間ですので、「学童部分:スクール=7:4」となります。つまり、220 円×7(学童)/11(全体)=140円となります。また、家賃についても同様の考え方となります。

具体例②: 9時~17時:スクール、13時~20時:学童、光熱水費(1日分)220円、別々の部屋(部屋面積 スクール部分:学童=3:2)の場合

(考え方)

・ 別の部屋で、スクールと学童に係る時間が、4 時間重複する場合、時間による按分ではなく、面積按分を行い、学童部分の費用は、220 円×2/5(学童面積)=88 円(1 日分)となります。また、家賃についても同様の考え方となります。

なお、家賃及び光熱水費の金額につきましては、日額・月額どちらでも構いません。計算しやすいほうをお 選びいただけますと幸いです。